○参考例【○○部　規約】

（基本理念）

　※なぜ団体を設立したか

第一章　総則

（名　　称）

　　第１条　本団体は、○○と称する。

（事務所）

　　第２条　本団体は、事務所を高知市曙町に置く。

（目　　的）

　　第３条　本団体の活動は、・・・・・・・ことを目的とする。

（活動内容）

　　第４条　本団体は目的を達成するために次の活動を行う。

　　　１）

　　　２）

第二章　会員

（会　　員）

　　第５条　本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した高知大学

の学生とする。

（役　　員）

　　第６条　本団体には、部長、副部長、会計の役員を置き、任期は１年とする。

　　　　　　ただし、特別な事情があるときには、再任を妨げない。

第三章　会費

（会　　費）

　　第７条　本団体の会費は、１カ月○○円とし、毎月○○日に徴収するものとする。

第四章　附則

　　この規約は平成○○年○月○日から実施する。

**・規約を作る意味とは？**

　規約には「団体に参加する人がともに協力しやすくするためのルール」として、事前に定めることによって、トラブルを未然に防ぐといった役割や、外から見てもどのような団体であるかが分かるようにする役割もあります。

　また、規約作りを通して団体としてより円滑な活動ができるようになります。上記の例以外にも、様々な規約が存在しますので、それらを参考にしながら団体内でよく話し合い、規約を作成してください。